

株 主 各 位

兵庫県尼崎市西立花町五丁目12番1号
株式会社TVE
代表取締役 笹野幸明

第23回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第23回定時株主総会において下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報 告 事 項**
- 第23期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第23期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）計算書類報告の件
- 上記の内容を報告いたしました。

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、当期の期末配当につきましては、1株につき25円（内訳は、普通配当15円及び100周年記念配当10円）と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。
変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示しております。）

変 更 前	変 更 後
第1条～第14条（条文省略） （株主総会の招集権者および議長） 第15条 株主総会は、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 ② <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締	第1条～第14条（現行どおり） （株主総会の招集権者および議長） 第15条 株主総会は、 <u>代表取締役</u> がこれを招集し、議長となる。 <u>代表取締役が複数選定されているときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従う。</u> ② <u>代表取締役</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締

役（監査等委員である取締役を除く。）が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（新設）

第17条～第22条 （条文省略）

（代表取締役および役付取締役）

第23条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

②取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役ならびに常務取締役各若干名を選定することができる。

（執行役員）

第24条 取締役会は、その決議によって執行役員をおくことができる。

（新設）

（新設）

（監査等委員である取締役を除く。）が株主総会を招集し、議長となる。

（削除）

（電子提供措置等）

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第17条～第22条 （現行どおり）

（代表取締役）

第23条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

②代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

（執行役員）

第24条 取締役会は、その決議によって執行役員を定め、当社の業務を分担して執行することができる。

②取締役会は、その決議によって執行役員の中から社長執行役員1名を選定する。

③取締役会は、その決議によって執行役員の中から、副社長その他役付執行役員を選定することができる。

<p>②会社と執行役員の関係は、別途定める規程によるものとする。</p> <p>第 25 条、第 26 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 27 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>②<u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第 28 条～第 44 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>④会社と執行役員の関係は、別途定める規程によるものとする。</p> <p>第 25 条、第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 27 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>②<u>代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第 28 条～第 44 条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>1. 2022 年 9 月 1 日(以下「施行日」という)から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 16 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>2. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--	--

第 3 号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 5 名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に笹野幸明氏、飯田明彦氏、角谷正昭氏、三宅利幸氏、奥井一史氏が再選され、重任し、それぞれ就任いたしました。

第 4 号議案 監査等委員である取締役 3 名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、監査等委員である取締役に浜本光浩氏、生川友佳子氏が再選され、重任し、新たに田中博之氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、浜本光浩氏、生川友佳子氏は、会社法に定める監査等委員である社外取締役にあります。

第 5 号議案 補欠の監査等委員である取締役 1 名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、補欠の監査等委員である取締役に鈴木浩巳氏が選任されました。

以 上

期末配当金のお支払いについて

1. 口座振込をご指定の方には、「第 23 期期末配当金計算書」及び「『配当金振込先ご確認』のご案内」を送付いたしておりますので、ご確認ください。
2. 口座振込をご指定でない方には、「第 23 期期末配当金領収証」を送付いたしておりますので、払渡期間（2022 年 12 月 26 日から 2023 年 1 月 31 日まで）内に最寄りのゆうちょ銀行並びに郵便局でお受け取りください。なお、同封の「期末配当金計算書」は、配当金をお受け取りになった後の配当金額のご確認書類としてご活用ください。
3. 株式数比例配分方式を選択されている場合の配当金のお振込先等につきましては、お取引の口座管理機関（証券会社等）にお問い合わせください。